

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 和会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市西区篠原町 2 1 5 8 9 番地の 1
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 12 月 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 12 月 11 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	伊藤 由裕	伊藤医院管理者
理 事	原 晴代	
同	伊藤 千晴	
監 事	眞鍋 春菜	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	伊藤医院	静岡県浜松市西区篠原町 21589 番地の 1	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
/	/	/

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 24 日 令和 2 年度決算の決定
 " 役員報酬金額の決定
 令和 4 年 3 月 31 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 和 会
 所在地 浜松市西区篠原町21589番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	97,742 千円
2. 負 債 額	15,469 千円
3. 純 資 産 額	82,273 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	90,368
B 固 定 資 産	7,374
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	97,742
E 負 債 合 計	15,469
F 純 資 産 (D-E)	82,273

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 和 会
 所在地 浜松市西区篠原町21589番地の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	90,368	I 流 動 負 債	7,153
II 固 定 資 産	7,374	II 固 定 負 債	8,316
1 有 形 固 定 資 産	7,365		
2 そ の 他 の 資 産	9	負 債 合 計	15,469
III 繰 延 資 産	0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	74,273
		純 資 産 合 計	82,273
資 産 合 計	97,742	負 債 ・ 純 資 産 合 計	97,742

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 和 会
理事長 伊 藤 由 裕 殿

私は、医療法人社団和会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 23 日

医療法人社団 和 会
監 事 眞 鍋 春 菜

